

# 川越市障害者福祉施設等 施設整備費補助金

## 協議の手引き

川越市福祉部障害者福祉課

令和6年5月

# I はじめに

## 1 手引きの目的

この手引きは、『川越市障害者福祉施設等施設整備費補助金』の協議に関する本市の手続きを示すものです。また、補助金の申請等を行うにあたっては、厚生労働省発出「※社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」を確認してください。

※令和7年度要綱は令和7年6月頃に発出されるため、補助金額の算定については前々年度要綱の補助基準額を比較して算出してください。

## 2 協議について

『川越市障害者福祉施設等施設整備費補助金』の協議については、福祉部障害者福祉課で受け付けています。来庁して相談する際には、事前に障害者福祉課の施設整備担当者と電話等により来庁日時を調整してください。事前に連絡が無く来庁された場合は、御対応できない場合がありますので予めご了承ください。

また、来庁者は理事長や設立代表者など責任者の方が来庁するようにしてください。

## 3 補助事業の審査

本市において国庫補助を活用しようとする障害者福祉施設・事業所の整備につきましては、川越市障害者支援施設等施設整備審査会での審査を経て採択します。

審査に付議するにあたっては、所定の様式により事前に整備計画予定書及び整備計画書の提出が必要となります。そのため、事業者は余裕をもって計画的に協議書類等の提出準備を進めてください（書類の提出時期につきましては、別紙「スケジュール」を御確認ください）。また、審査会には事業者の出席を求める場合があります。

《審査の内容は、概ね次のとおりです。》

- ・ 整備計画（利用者のニーズ、令和7年度川越市障害者支援施設等の整備方針、川越市障害者支援計画）
- ・ 法人の経歴
- ・ 法人の資金力
- ・ 借入金の状況
- ・ 施設整備に係る資金計画
- ・ 整備後の運営費見込み
- ・ 土地の取得、建物の規模等の事業計画
- ・ 予定所在地の区域状況（浸水想定区域、土砂災害警戒区域）
- ・ 指定基準（人員配置、設備等）

- ・関係法令（都市計画法、建築基準法、農地法、消防法等）の関係機関との相談・協議状況
- ・その他整備内容に応じて必要となる審査

※審査基準において一定の基準点に満たない場合は不採択となります。なお、無理な資金計画と見受けられる計画、交付要綱・申請の手引き等を確認していないと見受けられる計画、申請法人自身が精査していない申請書類を提出される場合は、審査対象外となります。

(注) 近年、市の財政状況・全国の申請件数増加により、市の審査及び国の国庫補助協議で採択されない又は補助金額を大幅に減額される整備計画が増えております。補助金が採択されない又は減額される可能性があることも想定し、整備計画を検討してください。

## II 障害者福祉施設等施設整備費補助金の協議

本補助金については、障害者福祉施設等の創設、改築、大規模修繕等に対する補助金であり、原則として単年度事業を対象としています。

### 《※1 補助率》

- ・国庫補助 3/4 (国 2/4、市 1/4) ※2 補助基準額に上限あり。
- ・事業者負担 1/4 + 補助対象外経費・設計監理費 + 運転資金等 ※3

(市単独補助については下記※4を参照してください。)

- ※1 総事業費ではなく、補助対象事業費(総事業費から補助対象外経費等を除いた額)で計算してください。
- ※2 補助対象事業費×3/4 又は 補助基準額のどちらか低い額となります。  
「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金要綱」の補助基準額を確認し、資金計画を立ててください。
- ※3 あくまでも目安であり、工事費が多額で補助基準額の方が低い場合は、事業者負担率が1/4以上となります。

### ※4 市単独補助(予定)について

川越市では、下記の対象要件に該当する整備事業について  
【国庫補助金の1/3】 又は 【(補助対象事業費－国庫補助金)の1/2】  
のどちらか低い額を市の単独事業として補助する予定です。

### 《対象要件》

対象法人 : 社会福祉法人、公益社団法人、医療法人又は特定非営利活動法人  
※上記は設立済法人が対象(申請中は除く)

対象整備事業: 『川越市障害者支援施設等の整備方針について』における、  
「最も優先的に行う整備事業」

※市単独補助金交付対象に該当していても、財政状況等により川越市の予算付けができない場合があります。

## 1 対象施設等

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助（グループホーム）、短期入所等）、障害者支援施設

※年度により定める「整備方針」で対象としない場合もあります。

## 2 対象事業者

社会福祉法人、特定非営利活動法人等、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に定める法人。

## 3 整備計画の策定

施設・事業所の整備にあたっては、川越市圏域におけるアンケート調査など、利用者ニーズについて、調査を実施する等により、具体的に把握した上で、事業開始年度から十分に稼働する整備計画を策定してください。

補助金を活用し、建設した施設は財産処分の対象になります。障害福祉サービスの変更や定員の増減等は国の承認が下りないと変更できません。また、建物の増築解体は財産処分の期間が終了するまで原則不可能です。

なお、創設により整備する施設については、**利用者の概ね 8 割以上**を川越市を援護地とする利用者としてください。

## 4 土地

土地の購入費は、近隣の公示価格や取引事例を調査し、適当な価格としてください。やむを得ず借地とする場合は、近隣の公示価格や取引事例の調査に加え、借地期間中の支払総額と土地の適正価格との比較等を行い、借地料が過大とにならないようにしてください。また、借地借家法に基づき、借地の期間を 30 年以上としてください。なお、法人役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくありません。

事業実施に直接必要な土地は、土地登記の全部事項証明書により権利関係を確認し、抵当権等、事業実施に支障が生じるおそれのある権利は抹消できることを確認してください。

なお、土地の取得及び造成に要する費用は、障害者福祉施設等施設整備費補助金の対象となりません。

## 5 建物

建物は、事業実施に適正な規模とし、適正な価格で整備してください。

なお、整備する建物は自己所有物件に限ります（スプリンクラー、防犯対策整備を除く）。

既存建物の整備を行う場合等にあつて、過去に補助金を受けて整備した建物、設備、備品等の使用をやめる際には、財産処分の承認が必要となる場合があります。この場合、過去に受けた補助金の返還が必要な場合もありますので、必ず障害者福祉課の施設整備担当者に相談してください。

また、整備後に指定を受けて事業を実施する際は、訓練作業室や相談室の設置等、施設設備の基準を満たす必要があるため、事前に障害者福祉課の事業所指定事務担当者に相談してください。

## 6 補助対象外の経費

建物に接続していないもの（フェンスや門）や建物に固定されていない備品（机、パソコン等）は、補助対象外になります。また、その他にも補助対象外経費に該当するものがありますので別紙「補助対象外経費について」を御確認ください。

## 7 資金計画

### ① 施設整備に係る事業者負担

法人理事からの寄付金等を事業者負担の財源とする場合は、贈与契約書、預金残高証明書、所得証明書等の証拠書類の用意が必要です。預金残高証明書の日付は施設整備担当者の指示に従ってください。

なお、施設利用（予定）者の保護者等に対する寄附金の強要があったと認められる場合は、施設整備の協議には応じません。

借入金については、独立行政法人福祉医療機構からの借入れのみを認めています。福祉医療機構との協調融資の場合を除いて他の民間金融機関等からの借入れは認めていません。

事業者負担額のかかなりの割合を借り入れるような資金計画は望ましくありません。借入にあたっては福祉医療機構と十分に調整するとともに、事前相談や報告を適切に行ってください。

また、補助金を減額して採択された場合に備え、借入金を増額しなければならない場合もあるため、法人としての借入の上限額を把握してください。当初資金計画を変更するなど相談内容に変更があった場合、借入の手續に遅れが生じる可能性があります。

なお、工事費の支払時期と補助金の交付時期（年度末）との関係で、つなぎ資金が必要か併せて検討してください。

## ②開設時の運営費

施設運営費の3か月分を自己資金で用意します。

## ③開設後の運営費

開設後5年間の資金収支計算書を作成します。資金収支の根拠となる利用者数、職員の給与、借入償還金等を適切に見込んでください。補助事業完了後、運営に支障が出る資金計画については認められません。

注) 収支予算どおりに事業運営ができない場合も想定する必要があります。特に、大規模事業等(定員数が多い・重度心身障害者や医療的ケア者を主に対応する事業等)は、それに伴い職員給与・維持費等の運営後の運転資金に多くの費用がかかります。

決算状況が悪い法人、資金力が少ない法人及び新設法人の場合、総事業費(3か月の運転資金も含む)を支出した際に法人の資金がほとんど無くなるような整備計画、多額の借入金で賄われる整備計画等は無理な資金計画として審査対象外となります。

## 8 職員体制の整備

法令等に定める人員基準を満たす職員を配置する必要がありますので、法令等の基準の確認をお願いします。

## 9 関係機関との事前相談等

補助金の協議には、市の関係課及び各種関係機関の内諾等が必要となります。

### 【事前相談の例】

農振除外、農地転用、開発許可、建築確認・検査、接続道路、給水、排水、緑化、埋蔵文化財、消防、保健所、福祉医療機構など。

## 10 地域住民への説明等

事業所の整備及び運営が円滑に行われるよう、近隣住民へ説明を行うほか、創設等の場合にあっては地元自治会の代表者に対して事業計画を説明してください。また、地元自治会の代表者の意向等により、必要に応じて近隣住民に対する説明会を開催してください。開催方法などは、地元自治会の代表者と調整してください。

(注) 今後の事業所運営に地域住民の理解は不可欠です。複数回に渡って説明会を開催するなど丁寧な説明をお願いいたします。

### Ⅲ 参考：審査後の手続き

#### 1 国庫補助協議

国庫補助協議にあたっては川越市障害者支援施設等施設整備審査会の審査を経て採択された事業、かつ市の予算を要求できた案件に限られます。市の予算を要求できなかった場合や、要求できても市の予算が認められなかった場合は国庫補助協議ができませんので御留意ください。(市予算で減額された場合は、市の減額された国庫補助額を基に国の国庫補助額が算定されます。)

市から国への協議書の提出時期は、例年、整備前年度の3月頃となりますので、事業者にあつては概ね1月頃から国庫補助協議書の作成準備をしてください。(国予算の関係で時期が変動することもあります。)

また、国の予算状況によっては、国庫協議できたとしても補助採択されない場合や減額して採択される場合もありますので予め御了承ください。なお、減額採択の場合であっても、国庫補助協議した工事内容・金額を変更することはできません。追加の借入金についても、独立行政法人福祉医療機構からの借入及び福祉医療機構との協調融資のみを認めています。

#### 2 補助金の内示、内示後の補助金等の手続

補助金の内示は例年7月頃となります。国庫補助協議した工事内容・金額が補助対象事業となります。原則として変更は認められませんが、やむを得ない事由により工事内容を変更する場合は、必ず事前に施設整備担当者に相談してください。**(事前相談なく法人の判断のみをもって変更した場合は、補助金は交付できません。必ず変更の前に事前相談をお願いします。)**

また、補助金の交付申請書の提出は7月頃、交付決定通知は9月頃となりますが、内示の時期により前後することがあります。

なお、補助金の交付時期は工事完了年度の年度末となります。そのため工事費の支払い時期との関係で、つなぎ資金が必要か計画段階で確認してください。

#### 3 補助事業の進捗管理

社会福祉施設等施設整備補助金による施設整備は単年度事業です。整備年度の3月末までに補助事業を完了してください。内示前から農振除外、農地転用、開発許可、建築確認等の事前準備を進めておくなど、工事の早期着手・早期完成に努めてください。但し、補助事業部分に係る内示前の着工(入札・見積執行を含む)は認められませんので十分に留意してください。整備年度内に補助事業が完了しない場合、補助金は交付できませんので注意してください。特に農振除外の手続きについては、受付期

間が限られ、手続期間も長期に及ぶ場合がありますので、事前に担当課へ十分確認してください。

工事着工後は、工事請負業者及び設計監理業者と定期的に現場確認及び打合せを行い、事業者自身が工事の進捗管理を行います。また、施設整備担当者に定期的（または必要に応じて随時）に進捗状況を報告してください。

施設・事業所の開所が遅れると障害福祉サービスの利用ができなくなるなど、利用予定者にも多大な迷惑がかかりますので、工事請負業者及び設計監理業者と連携を取りながら、進捗管理をしっかりと行ってください。

## 4 施設整備に係る契約手続等

契約は、別に定める「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負契約等手続基準」に従って手続を進めてください。

工事請負業者の選定に当たっては一般競争入札によることとなります。

理事が役員をしている業者（当該事業者と親子関係にある業者を含む）は選定できません。また、真にやむを得ないものを除き入札執行後の変更契約は認められません。変更契約を行う場合には、必ず事前に市の担当者に相談してください。変更契約の内容について、入札時に想定しえない事由によるものか確認します。

市の補助金が1,000万円以上交付される施設は、「川越市社会福祉施設等整備工事検査実施要綱」に基づいて検査を実施するので、着工時、中間時、完成時検査に必要な報告を行ってください。

## 5 建物の竣工

建物が竣工した際は、事業年度内に建築確認や消防法上の工事検査を完了してください。

また、事業完了後は、施設整備担当者の指示により実績報告書を提出してください。実績報告と並行し、指定事務に係る必要な手続きを速やかに行ってください。

## 6 事業完了後の調査

補助事業を活用した施設に対しては、整備後に国や市による補助事業に関する調査が行われることがあります（施設の運営状況、木材の使用状況等）。御協力をお願いします。

## 7 消費税の仕入控除税額の報告

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付を受けた全ての事業者は、補助金に係る消費税の取り扱いについて市への報告が必要です。

## 8 財産処分について

補助金を受けて整備した建物や設備には、財産の処分制限期間が定められています（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）。

そのため、財産処分制限期間が経過する前に、補助事業により取得または効用の増加した財産を補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、取り壊しまたは担保に供する場合には、原則として国の承認が必要となります。

財産処分に係る国の承認には、通常、補助金の返還を伴いますので、補助を受けた建物や設備に変更が生じる場合には、必ず次の事項を厳守してください。

- ・財産処分の承認には一定期間を要するため必ず余裕をもって（処分の半年以上前）施設整備担当に相談すること。
- ・補助金を受けて整備した建物や設備等に変更が生じる場合、事業者独自で財産処分手続きの必要性等について判断しないこと。